

第1部 総説

第1章 中央省庁再編の動き

平成13年1月6日、中央省庁は、行政改革の一貫として、21世紀に向けて複雑な政策課題に的確に対応できるよう、1府22省庁から1府12省庁へと再編された。具体的には、任務が補完的又は重複するとみられる11省庁が4省庁に統合され、郵政省・自治省・総務庁は総務省に、文部省・科学技術庁は文部科学省に、厚生省・労働省は厚生労働省に、運輸省・建設省・北海道開発庁・国土庁は国土交通省となった。また、総理府の3庁等（金融再生委員会、経済企画庁、沖縄開発庁）は内閣府に吸収され、環境庁は環境省に昇格した。他の7省庁についても、任務に応じて所掌事務が見直され、大蔵省が財務省に、そして、通商産業省は経済産業省に名称を変更し、新たな組織として誕生した。

1. 経済産業省の新たな任務（ミッション）

経済産業省における新たな任務（ミッション）として、「多様な主体が能力を最大限発揮できる経済社会システムの実現に向け、各主体の活動を支えるナビゲーターに」を掲げ、21世紀に向けて、経済と社会の一体化、少子高齢化、グローバル化、環境・エネルギー問題の顕在化などの環境変化に直面する中で、経済産業省は、次のような新たな5つのミッションを果たし、わが国経済社会の発展軌道を決かなものとし、世界経済全体の更なる発展に貢献することとした。

- ・産業のみならず経済社会システム全体を視野に入れる
- ・新しい経済社会を切り開くイノベーションを促進する
- ・高齢者、NPO、地域など多様な価値観を反映する
- ・内外経済の融合の中で国内・国際一体の政策運営を行う
- ・地球環境問題や少子高齢化問題を解決する

2. 経済産業省が展開する新たな政策

経済産業省が果たすべきミッションが新しくなることに伴い、その政策も新しい視点で展開されることとなり、

経済全体を視野に入れて、世界をリードする政策機関として、次の政策群を迅速かつ効率よく提供し、国民全体がこれまで以上のゆとりと豊かさをもって生活できるよう、日々の政策の企画立案・実施を進めていくこととした。具体的には、以下の7項目として示すように、IT・環境・エネルギー問題、少子高齢化などの事業環境の変化を組み込んだ「新たな経済構造の実現」に取り組んでいくこととなった。

(1) 柔軟な事業・雇用環境の整備

未だ我が国の事業環境は、経済社会の大きな変化や大競争時代に直面する企業の競争力の確保などの課題に対応できない状況である。

このため、新しい変化に対応できるよう、迅速な意思決定、企業再編の円滑化のために経営の自由度を確保するための環境整備を行う。

また、雇用システムと人的資源への投資、税制等を抜本的に見直す。

(2) IT革命への対応

IT革命による物理的、空間的、時間的な制約の解消などのメリットを活かすため、障害となる既存の経済取引ルールの見直しや消費者・プライバシー保護などの取引ルールの整備、行政手続きの電子化、セキュリティ対策などを通じて情報経済への円滑な移行を図る。

(3) 新たな成長メカニズム下での中小企業／地域経済

中小企業については、経営者に対する啓発・情報提供や資金面、ものづくり・技術面の支援等によりIT革命への対応を促進するとともに、創業・経営革新の支援、小規模企業からベンチャー企業までの相談にきめ細かく応じられる経営支援体制の整備等を行う。

地域経済については、起業、IT等都市型の新事業の立地などを促進するような柔軟な地域経済構造を構築する必要がある。これにより、地域の自律的・内発的・多様な発展を促進する。

(4) イノベーション（技術革新）の新しい在り方

我が国の研究・技術開発体制の閉鎖性・非効率性が指摘され、また、情報・バイオ等の分野について欧米に対する遅れが懸念されるなど、我が国のイノベーション（技術革新）を巡る課題は多い。

このような状況を打開するため、絶え間ないイノベーション（技術革新）を促す強靱で柔軟なイノベーション（技術革新）システムを構築すると同時に、創造力豊かな人材の育成や研究開発投資の重点化などを通じて、人材や革新的技術シーズ、知的基盤といった知的資源を充実させていく。

(5) 環境・エネルギー・少子高齢化の制約を成長要因へ

環境・エネルギー問題、少子高齢化など、一般的には経済成長のための制約要因と捉えられがちな課題を、新たな成長の機会（オポチュニティ）とすることが必要である。

このため、事業者による競争の下での効率的で柔軟な財・サービスの提供を促進するような環境整備を行うことを重視しつつ、循環型経済社会の構築や総合的なエネルギー供給体制の整備を推進する。

また、このような仕組み作りへの世界的な取組が見られる中で、国際競争力の視点も重要である。

(6) 多参画社会の実現

価値観の多様化や社会変化に対応し、様々な主体が様々な場面で、自己の責任において行動できるよう、雇用形態や税制、行政の在り方、人材育成制度、消費者政策など広範な分野にわたって制度設計の見直しを検討する。

(7) 対外経済関係の深化

近年、経済のグローバル化は深化拡大し、地球上の経済活動が情報、金融、人材、技術、貿易や投資などあらゆる面で一層緊密に関連している。

また、国際制度間競争とも呼ぶうる国家間の制度改革の動きは急速に拡大している。

こういった国際制度間競争激化のなかで、我が国がいかに魅力ある事業環境を提供できるか、我が国経済の発展にとって必要な事業環境をどうやって国際的に整備していくか、が課題である。

そのため、重層的な対外経済政策の展開について内外一体的な視点で展開している。

3. 経済産業省の新しい組織編成

経済産業省の新しい組織編成については、「合理的に思考し、効率的に行動し、結果を重視する組織へ」を目指して、次の11のポイントを掲げた。

(1) 経済産業政策局の設立（マクロ経済・ミクロ経済・調査統計・地域経済の融合）

産業サイドのみならず、経済構造そのものについてもマクロ・ミクロ両面からとらえ、経済構造改革を推進する。そのために、調査統計部も大臣官房から同局に移管する。

(2) 地域経済産業審議官を設置し、全国8経済産業局をネットワーク化

地域が役割を強化し、個性を発揮できるように地域の経済産業を振興する。また、全国各地の経済社会情勢をつかみ、本省と地域、地域相互間が密接に連携するよう、地方経済産業局（従来の8通商産業局）の本省でのとりまとめ役として地域経済産業審議官を設置する。

(3) 通商政策・貿易関係部局を再編し、通商政策局と貿易経済協力局へ

通商政策局を政策の企画立案と対外交渉の局とし、通商政策の実施手段として有力である経済協力関係業務は従来の貿易局に移す。移管に伴い局名も「貿易経済協力局」とする。

同じ狙いにより、通商政策局内では、WTOをはじめとする通商協定の観点から通商交渉を行う部を設け、政策の企画立案そのものを戦略的に行う部分から分ける。また、貿易経済協力局は、貿易保険をはじめ、通商金融を一元的観点から所管することとする。

(4) 工業技術院を再編し、産業技術政策機能の産業技術環境局へ一元化

工業技術院を研究の現場である全国15の研究所と、本省の技術政策企画部門とに分ける。前者は独立行政法人化し、後者は内局に移管して、従来内部部局にあった技術政策関連部局と一元化する。また、環境問題も技術によるブレイクスルーの要請が高いため、これらをまとめて産業技術環境局を創設する。

(5) 製造産業局における経済・産業との接点の充実・拡大

従来3局にまたがっていた素材、機械、生活用品産業の担当を製造産業局にまとめた。各課では、経済・産業の現場との接点を充実・拡大し、生きた経済・産業の現場の実態を把握した上で、全世界的な大競争に挑む我が国製造業の競争力の強化に向け、内外の多様な課題の円滑な克服を側面から支援していくための施策を実施する。

(6) 情報産業局から商務情報政策局へ、消費経済部の設立

I Tが一産業としての位置づけを越えて、経済社会のインフラとなっている社会的な変革を踏まえ、情報産業局から情報政策局と名称を変え、さらにサービス・流通・物流という経済社会のインフラも一体的に促えるために、商務情報政策局とする。また、経済主体としての消費者を今まで以上に重視した政策の推進のために消費経済部を設立する。

(7) 資源エネルギー庁の内部組織を再編、特別な機関として原子力安全・保安院を設立

環境保全や効率化の要請に対応しつつ、安定的なエネルギー供給を実現するという目標をより明確に意識し、各分野を担当する4つのユニット(ユニットについては(11)参照)以外に分野横断的な視点から政策を体系化する総合政策ユニットを設ける。また、エネルギーに関する原子力安全の一次規制事務が科学技術庁から経済産業省に移管されることに伴い、原子力や産業の安全規制を一元的に所管する原子力安全・保安院を特別な機関として設立する。

(8) 知識社会を支える特許庁

知の世紀へと突入していく中で、知的活動の成果を保護し、その利用を促進する特許庁の役割は重大になることから、技術革新などの動きに的確に対応すべく、審査・審判体制の充実、情報提供の拡大を目指す。

(9) 中小企業の多様な経営課題の解決を支援する体制

金融、税制、取引の適正化などを担当する事業環境部、中小企業の経営者が抱えるさまざまな課題の解決の支援、創業ベンチャー支援、中小商業や中心市街地の活性化などを担当する経営支援部の二部体制とする。

(10) 五機関の独立行政法人

行政の実施部門で、単年度ごとの予算や業務のチェックを受けるよりも、中期的な計画のもとに、専門的人材が扱った方が国民サービス上、効率も高く、効果も上がる業務部門を、平成13年4月1日に5つの独立行政法

人としてスタートする。

(11) ユニット制の導入

内外の情勢変化が著しく速くなり、政策課題の専門化・広角化が進む中で、迅速な意思決定を実現し、柔軟な業務処理を可能とするため、各局の総務課を廃止し、政策課題に即した組織(=「ユニット」)を中心とした業務運営を行う。

4. 独立行政法人の創設

今回の行政改革では、行政の実施部門で、単年度ごとの予算や業務のチェックを受けるよりも、中期的な計画のもとに、専門的人材が扱った方が、国民へのサービスという観点から、効率よく、効果も上がる業務部門を「独立行政法人」という新しい法人とすることとなり、経済産業省では、平成13年4月1日に、以下の5つの事務・事業が、独立行政法人となった。

1. 経済産業研究所(現在の通商産業研究所研究部門)
2. 日本貿易保険(現在の貿易保険課、長期貿易保険課の一部)
3. 産業技術総合研究所(現在の工業技術院15研究所+計量教習所)
4. 製品評価技術基盤機構(現在の製品評価技術センター)
5. 工業所有権総合情報館(現在の特許庁工業所有権総合情報館)

大競争時代にあって、一国の政策や制度も世界的な競争へ。このような観点から、世界に通用する経済産業政策が我が国にも求められる。

21世紀の大競争時代に対応した政策立案に貢献できる機関へ。また、今般導入された省間調整システムを活用し幅広い分野における政策連携を。

このような観点から、適切な組織、政策立案プロセス、情報システムなどの構築を目指していく。